平成30年5月24日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市子ども・子育て審議会 就学前教育及び保育を対する 各種基準の見直しに関する専門都会 部会長 佐藤 貴虎 長さられ

就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関すること (答申)

市から諮問があった「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」,「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直しについて」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」の3件について、次のとおり答申します。

(1)「幼稚園就園奨励費補助金」について、国どおりの負担軽減を実施すること、「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減」について、国の負担軽減と同等の軽減を実施することについての市の考え方は妥当である。

なお,利用者負担額の変更にあたっては,各施設における保育料の還付,充当事務が円滑に行われるよう,適切に事務を進めること。

- (2)「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直しについて」,事業の従事者の質を確保する観点から,市の考え方は妥当である。
- (3)「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」, 現段階では条例改正を要しないという市の考え方は妥当である。